

解説

株主の同族会社に対する低利息貸付は経済的合理性を欠くとして所得税法157条1項を適用して未発生利息収入（雑所得）を認定した課税処分を支持した裁決の検証（その1）

中央大学名誉教授 税理士 **大淵博義**

はじめに

昨年6月に個人（株主）の同族会社に対する低利息貸付が租税回避に当たるとして所得税法157条1項が適用され、個人が収入していない利息収入が雑所得として課税された裁決が専門誌に紹介された（本誌No.1065 40頁）。同族会社の営利法人にとって経済的合理性のある有利

な行為計算の否認は許されないという認識から、この問題点については疑問を提起していたところである。今回、本誌編集部からこの裁決について評釈の依頼があり、本稿で、従前の拙稿の総まとめの思いから、2回に亘り論考を執筆させていただくことにした。

I 事案の概要と裁決の要旨

1 事案の概要

国税不服審判所長（大阪国税不服審判所）は、令和6年5月15日裁決（タインズコード番号FO-1-1688、以下「本裁決」という。）において、同族会社の代表取締役等の審査請求人ら（請求人、弟、亡父、母、以下「請求人ら」という。）が同族会社に対して貸し付けた金利が低利率であると認定、所得税法157条1項（同族会社の行為計算の否認）を適用して適正利率による利息収入を認定して雑所得とした課税処分を適法として、請求人らの審査請求を棄却した¹。

この事案は、同族会社が発行した社債を引き受けていた請求人らは、同族会社の社債償還期限前の償還の要請に応じて社債の払込金額の償

還を受けた。その後、その資金を主たる原資として同族会社に対して81億円余を低利率で貸し付けた。これに対して原処分庁は、請求人らの低利息貸付は経済的合理性を欠くとして、日本銀行の貸出約定金利（0.791%～0.886%）を適正利率として、その低利率と適正利率との差額に相当する利息を雑所得として加算する課税処分を行った。

これに対して、本裁決は、次の理由により本件課税処分を適法としたものである。

2 裁決要旨

（1）「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義

¹ この裁決の1か月後に、所得税法157条1項により利息認定を行った令和6年6月10日裁決（タインズFO-1-1683）がある。その貸付金額はマスキングされ不明であるが、その裁決の中身は本裁決と同様である。